

平成 18 年 4 月 7 日

都道府県知事
市町村長
公立・公的病院長、病院開設者
各位

日本産科婦人科学会
産婦人科医療提供体制検討委員会

本委員会は、以下の点について緊急の提言を行います。本提言の趣旨をご理解の上、何卒、適切なご対応をお願い申し上げます。

緊急提言

ハイリスク妊娠・分娩を取り扱う公立・公的病院は、3 名以上の産婦人科に専任する医師が常に勤務していることを原則とする。

提言の趣旨：

1. 産婦人科医の不足の原因の一つが、その過酷な勤務条件にあることは、既に周知の事実となっています。しかし、平成 17 年度の本学会・学会のあり方検討委員会の調査においても、分娩取扱大学関連病院のうちで、14.2%が一人医長、40.6%が常勤医 2 名以下という事実が明らかとなっており、勤務条件の改善傾向が認められないと考えざるを得ない状況にあります。
2. それに加えて、地域の病院によっては、産婦人科の勤務条件改善の必要性をご理解いただかず、一人でも産婦人科医を確保すれば、分娩取扱を継続できるという考えに立って、産婦人科医確保の努力が行われております。
3. 本委員会といたしましては、産婦人科を志望する医師および医学生に対して、近い将来の産婦人科医の勤務条件の改善の見通しを提示することが、産婦人科医の不足状況を解消するために極めて重要と判断いたしており、この状況を改善する明確な意志を示す必要があるという考えに立って、本提言を行うことと致しました。
4. 本提言を実効のあるものとするために、各地域の保健行政担当者の皆様におかれましては、現在の産婦人科医療の状況を十分に理解いただいた上で、将来にわたって持続可能な産婦人科医療提供体制の構築という責務を果たすべくご尽力いただくことをお願いいたします。